相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一条西七丁目一三番地、最後の住所札幌市豊平区平岸一条一四丁目三番一―二〇四号
被相続人　亡　天野惠久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
札幌市中央区北一条西一〇丁目原田ビル四階　丸尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸尾　正美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市馬場一之竪町三三番地、最後の住所福島県会津若松市門田町大字御山字村中二四七番地の五
被相続人　亡　廣川　仁三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
福島県会津若松市宮町四番四五号
相続財産管理人　司法書士　西岡　孝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市大久保町四五一番地、最後の住所群馬県太田市大原町一八八九番地一一
被相続人　亡　國定　法男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
事務所群馬県前橋市川原町一丁目五七番地　三　風の詩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　増田　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区北浦和一丁目六四番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区北浦和一丁目一一番七号四〇七
被相続人　亡　橋本　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
埼玉県さいたま市大宮区宮町二―一〇シンテイ大宮ビル二階　弁護士法人つかさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若井　剛弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区加賀二丁目三一番、最後の住所東京都足立区西新井一丁目三一番一三号
被相続人　亡　永野　剛士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区駒場三丁目九一二番地、最後の住所横浜市都筑区東山田町一七四一番地
被相続人　亡　平山　恒夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階
相続財産管理人　弁護士　宮下　京介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆の国市田京五五番地一一、最後の住所静岡県伊豆の国市田京五五番地の一一
被相続人　亡　宍倉　康友

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
静岡県沼津市市場町三―一六ひまわりビル伊東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉浦　孝輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区石原町一〇〇番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　八鍬　幹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
静岡県浜松市中区野口町二一七番地の四　オフィス野口2B　浜松綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　祐尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市西宝町一丁目五七九番地、最後の住所大阪府堺市北区新金岡町一丁七番一九―一〇一号　被相続人　亡　野口　明秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市甲子園口三丁目九五番地、最後の住所兵庫県西宮市甲山町五三番地四
アガペ甲山病院　被相続人　亡　山本　安範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月一日
兵庫県西宮市羽衣町五番一三号　ワジュール夙川ビル五階
相続財産管理人　司法書士　荒木　秀一

第65期決算公告

平成28年2月1日
東京都品川区小山六丁目26番5号
三英建設株式会社
代表取締役　大場　雄介

貸借対照表の要旨（平成27年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	697,477
	固定資産	606,274
	合計	1,303,751
負債及び純資産の部	流動負債	28,813
	固定負債	0
	株主資本	1,274,938
	資本金	36,000
	利益剰余金	1,238,938
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	1,229,938
	（うち当期純損失）	(58,431)
	合計	1,303,751

第36期決算公告

平成28年2月1日
岩手県盛岡市大通三丁目3番18号
株式会社ホテル東日本
代表取締役社長　鈴木　直一

貸借対照表の要旨
（平成27年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	716,832
	固定資産	2,144,912
	合計	2,861,744
負債及び純資産の部	流動負債	1,391,901
	固定負債	539,801
	株主資本	930,041
	資本金	83,579
	利益剰余金	846,462
	その他利益剰余金	846,462
	（うち当期純利益）	(29,869)
	合計	2,861,744

第22期決算公告

平成28年2月1日
岩手県和賀郡西和賀町沢内貝沢3地割647番地1
株式会社銀河高原ビール
代表取締役　横川　一雄

貸借対照表の要旨
（平成27年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	473,100
	固定資産	419,620
	合計	892,720
負債及び純資産の部	流動負債	234,256
	固定負債	592,995
	株主資本	65,469
	資本金	50,000
	利益剰余金	15,469
	その他利益剰余金	15,469
	（うち当期純利益）	(77,382)
	合計	892,720